

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 9 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 13 号

寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成 4 年寒川町規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 2 号」に、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親である者」に、「同条第 2 項」を「同条第 1 号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として」に改め、同条の次に次の 1 号を加える。

(条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合)

第 3 条の 2 前条の規定は、条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1 歳到達日」とあるのは、「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。

第 4 条第 1 項中「1 月」に次に「(条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合又は条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 週間)」を加える。

第 1 号様式中「又は非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業」を「、非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業」に改め、「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、「「非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業」」を「「1 歳 6 か月までの子の育児休業」」に、「育児休業をいう」を「育児休業をいい、「2 歳までの子の育児休業」とは、条例第 2 条の 4 の規定に該当してする育

児休業をいう(5において同じ)」に、「又は、1歳6か月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「(条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

(寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)の一部を次のように改める。

第10条の2第1項中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改め、「養育里親」の次に「(以下「養育里親」という。)」を加え、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)」に改める。

第16条第1項第8号中「同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親である者」に改め、「同条第2項に規定する」を削り、「同法第27条第4項」を「同条第4項」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「養子縁組養親として」に改める。

(寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)の一部を次のように改める。

第5条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「養子縁組里親である者」に、「同条第2項」を「同条第1号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中寒川町職員の育児休業等に関する条例施行規則第 3 条の次に 1 条を加える改正規定、第 4 条第 1 項の改正規定及び第 1 号様式の改正規定(「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える部分を除く。)は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。